様式１

令和　年　月　日

　山形県山菜・きのこ振興会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　事業実施主体名・代表者名

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業事前計画書

　山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第２及び第３の規定に該当する下記事業について、同要綱第４の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

１　事業実施主体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  |  | 本店住所 | 〒山形県 |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 代表者役職 |  | 代表者氏名 |  |
| 担当者所属部署 |  | フリガナ |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先 | 電話番号：E-mail: |

 ※　代表者と担当者が同一の場合、担当者欄の記載は不要

２　事業計画

　（１）事業区分：【記載例】３商談会への出品（オンライン）

　（２）事業項目：【記載例】①商談会（オンライン）

　（３）事業内容

　　　１）開催日：令和〇年〇月〇日

　　　２）イベント名：【記載例】〇〇商談会

　　　２）開催場所：【記載例】〇〇県〇〇市（〇〇体育館）

　　　３）実施内容：【記載例】〇〇商談会で㈱〇〇とオンラインで商談を行う。商談会開催前に商

品サンプルを郵送する。

　　※事業区分及び事業項目は、別表１から選択し記載すること。

３　申請予定額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象経費及び内容 | 要する経費（円） | 申請予定額合計（円） |
| ①【記載例】サンプル代 | 円 |  |
| ②【記載例】サンプルの郵送料 | 円 |
| ③ | 円 |
| ④ | 円 |

　 ※交付対象経費及び内容は、別表１から選択し記載すること。

４　その他添付資料

　（１）団体の定款又は規約等

　（２）事業内容がわかるチラシや資料（提出までに準備ができる場合）

様式２

令和　年　月　日

　山形県山菜・きのこ振興会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　事業実施主体名・代表者名

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付申請及び実績報告書

　山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第５の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

１　事業実施主体

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  |  | 本店住所 | 〒山形県 |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 代表者役職 |  | 代表者氏名 |  |
| 担当者所属部署 |  | フリガナ |  |
| 担当者氏名 |  |
| 連絡先 | 電話番号：E-mail: |

 ※　代表者と担当者が同一の場合、担当者欄の記載は不要

２　事業概要

　（１）事業区分：【記載例】３商談会への出品（オンライン）

　（２）事業項目：【記載例】①商談会（オンライン）

　（３）事業内容

　　　１）開催日：令和〇年〇月〇日

　　　２）イベント名：【記載例】〇〇商談会

　　　２）開催場所：【記載例】〇〇県〇〇市（〇〇体育館）

　　　３）実施内容：【記載例】〇〇商談会で㈱〇〇とオンラインで商談を行った。商談会開催前に商

品サンプルを郵送した。

　　※事業区分及び事業項目は、別表１から選択し記載すること。

３　申請額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象経費及び内容 | 要した経費（円） | 申請額合計（円） |
| ①【記載例】サンプル代 | 円 |  |
| ②【記載例】サンプルの郵送料 | 円 |
| ③ | 円 |
| ④ | 円 |

　 ※交付対象経費及び内容は、別表１から選択し記載すること。

　 ※別添「山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を

添付すること。また、３申請額の要した経費の欄には、消費税込みの金額を記載すること。

４　その他添付資料

　（１）事業内容がわかるチラシや資料（研修会等を申請する場合は、参加者名簿も含む）

　　　　※事前計画書に添付した場合は不要。

　（２）開催状況写真（５枚程度）

　（３）対象経費が確認できるもの（領収書の写し等）

　（４）振込先届出書

参考様式１

開催状況

※　会場の開催状況がわかる写真を添付すること。

※　オンライン商談会の場合でも、サンプルの写真やオンラインでの商談状況の写真を添付すること。

参考様式２

振込先届出書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名（該当に〇） |  | 銀行・金融・組合・農協 |
| 支店名（該当に〇） |  | 本店・支店・出張所・本所・支所 |
| 口座種別（該当に〇） | １　普通　　　２当座 |
| 口座番号 |  |
| （フリガナ）口座名義人 |  |
|  |

下記に通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）を貼り付けてください。

様式３号

山き振第　　　号

令和　年　月　日

事業実施主体　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 山形県山菜・きのこ振興会会長

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金の交付決定

及び額の確定について（通知）

令和　年　月　日付けで交付申請及び実績報告のあった山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金については、山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第７の１の規定により、補助金の交付を決定し、併せて下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

１　山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金　　金　　　　　　　　　　円

２　補助条件

　　本補助事業に係る関係書類等は、補助事業完了の翌年度から起算して５年間整備保管すること。

様式４号

令和　年　月　日

　山形県山菜・きのこ振興会会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　事業実施主体名・代表者名

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

令和　年　月　日付け山き振第　　号により交付決定及び額の確定があった山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金について、山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱

第７第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金交付要綱第７第１項に基づく確定額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

３　消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　円

（注）別添「山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」

を添付すること。

別添

山形県産山菜・きのこ生産及び販売促進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業に要した経費 | 補助金額 | 課税方式 | 消費税仕入控除額及び地方消費税額 | 交付率 | 消費税仕入控除税額 | 消費税確定未確定 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

１　「課税方式」の欄に、本補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第９条第１項

　の規定に該当する事業実施主体は「免税」、同法第37条第１項の規定による届出書を提出した事業実

　施主主体にあっては「簡易課税」、その他の事業実施主体にあっては「課税」と記載する。

２　「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当

　する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除でき

　る部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た

金額との合計額を記載すること。

３　「消費税仕入控除税額」欄は、対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消

費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当

該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

４「消費税確定未確定」欄は、消費税法第９条第１項の規定に該当する場合、消費税法第37条第１項の

　規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、

　それ以外の場合には「未確定」と記載すること。

参考（事業スキーム）

１【事前計画の提出】

対象事業を実施する概ね２週間前までに山形県山菜・きのこ振興会に提出する。

２【対象事業の実施】

　 補助金交付申請及び実績報告書に状況写真や対象経費が確認できるもの（領収書の写し等）を添付す

る必要があります。

３【申請書類の提出】

　 対象事業終了の日から30日を経過する日又は令和４年１月21日のいずれか早い日までに、郵送又は

　 持参等により、山形県山菜・きのこ振興会に提出する。

４【申請書類の審査】

　 山形県山菜・きのこ振興会が審査項目により審査を行います。

５【交付決定】

　 山形県山菜・きのこ振興会が申請書類を審査し、交付額を通知します。